

令和8年度第1回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時：令和8年9月15日（火）

午後1時30分～午後3時

場所： Mウイング 4-2 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第5次松本市障がい者計画等の策定について（資料1）

(2) （仮称）松本市障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に係る条例等の制定について（資料2）

4 その他

5 閉会

障害者福祉専門分科会資料
8. 9. 15
障がい福祉課・西部福祉課・こども福祉課

第5次松本市障がい者計画等の策定について

1 趣旨

現在策定を進めている第5次松本市障がい者計画並びに第8期松本市障がい福祉計画及び第4期松本市障がい児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）について、進捗状況を報告するとともに内容について協議いただくものです。

2 経過

- R 4. 9 第4次松本市障がい者計画策定
- 6. 3 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画策定
- 7. 1 1 松本市社会福祉審議会へ諮問
- 1 2 アンケート調査実施
- 8. 3 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会開催
- 6 市議会厚生委員協議会で、障害者計画等の策定について報告

3 障害者計画等の概要及び素案

- (1) 第5次松本市障がい者計画（別紙1、2及び別冊1のとおり）
- (2) 第8期松本市障がい福祉計画及び第4期松本市障がい児福祉計画（別紙3、4及び別冊2のとおり）

4 今後のスケジュール

- R 8. 1 1 社会福祉審議会からの答申
- 市議会厚生委員協議会で障害者計画等（案）の協議
- 1 2 パブリックコメントの実施
- 9. 1 障害者福祉専門分科会及び市議会厚生委員協議会に障害者計画等（案）の報告
- 2 市議会厚生委員協議会に障害者計画等の報告
- 3 障害者計画等策定

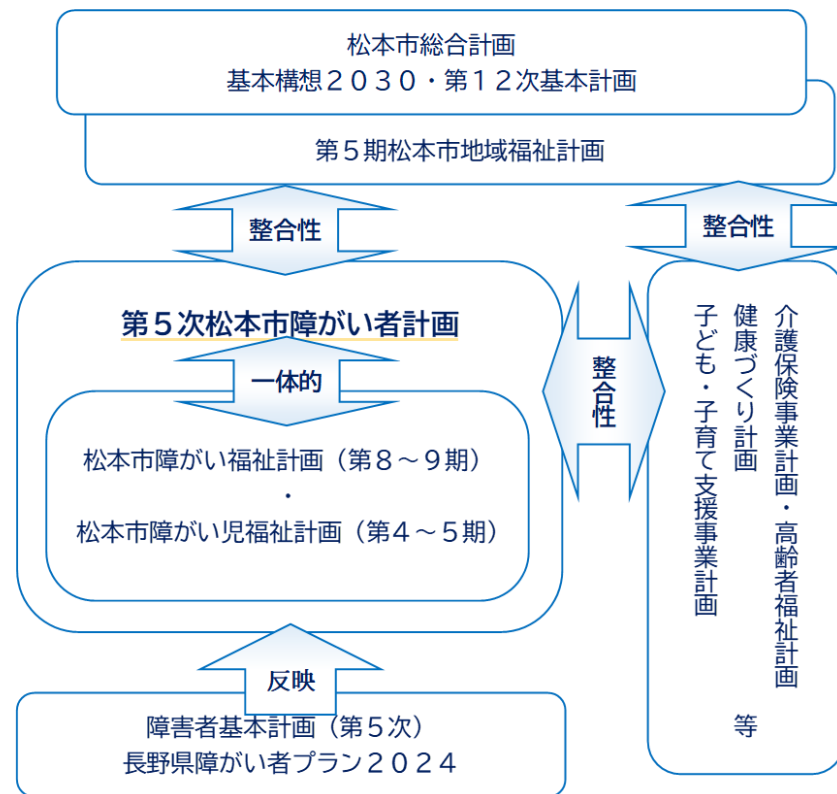
5 今後の進め方

書面会議やメール等により本分科会委員との議論を重ねるとともに、パブリックコメントによる市民の意見も反映させた計画を策定します。

第5次 松本市障がい者計画案【概要版】

1 計画の位置付け

「松本市障がい者計画」は、松本市の障がい者を支援するための基本的な方向性を定めるものです。具体的な取組みについては、「松本市障がい福祉計画」、「松本市障がい児福祉計画」で定めています。また、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン2024」を踏まえるとともに、「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」など他の関連する計画と整合性を図るものとしています。



2 計画期間

今回の計画から、障害者計画と障害福祉計画それぞれの計画の理念と実行の整合性を図るため、一体的な計画として策定することとし、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度を中間評価年とした6年間を計画期間とします。

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
第5次松本市障がい者計画					
第8期松本市障がい福祉計画 第4期松本市障がい児福祉計画			第9期松本市障がい福祉計画 第5期松本市障がい児福祉計画		

3 基本理念

一人ひとりの思いと選択が尊重され ともに支え
合い認め合える共生のまち まつもと

4 重点施策

重点施策1 包括的相談支援体制の整備

- ☆ 18歳、65歳といった制度の狭間においても切れ目のない相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族の複雑化・複合化した課題を解決できる分野を超えた一体的な相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族に身近な相談支援体制

重点施策2 重度障がい児（者）支援の充実

- ☆ 強度行動障がい、医療的ケアの必要な方が安心して生活できる環境の整備
- ☆ 重度障がい児・者が利用できるサービスの充実と質の向上

重点施策3 就労支援の充実

- ☆ 教育と福祉の連携による就労に向けた準備、学習する機会の創設
- ☆ 就労移行、定着を目指した就労支援体制の整備
- ☆ 就業機会の拡大や受注機会の確保

重点施策4 情報の提供と意思決定の尊重

- ☆ 多様な障がいに配慮した情報提供体制の充実
- ☆ 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保
- ☆ 手話通訳者・要約筆記者の充実

NEW

重点施策5 一貫した支援体制の整備

- ☆ 障がい児通所支援事業の充実
- ☆ 療育関係機関との連携強化
- ☆ 学校等関係機関との連携強化

NEW

第5次計画の体系図

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組み
一人ひとりの思いと選択が尊重され ともに支え合い認め合える共生のまち まつもと	I 地域共生社会の実現に向けた取組み	1 障がい者理解の促進	(1) 障がいに対する理解促進と周知啓発 (2) 理解を深める機会の充実	理解促進・啓発事業 松本市あいサポーター研修 市職員に対する障がい者理解の周知・啓 人権教育の推進 発
		2 権利擁護	(1) 虐待防止の徹底 (2) 差別解消と合理的配慮の促進 (3) 権利擁護の推進	虐待の防止 成年後見制度の利用促進 不当な障がい者差別の解消 成年後見支援センター 合理的配慮の理解促進
		3 社会参加・地域活動	(1) 交流の機会や場の提供 (2) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 (3) 文化芸術活動への参加の促進	移動支援 手話通訳者派遣事業 障がい者スポーツ大会 要約筆記者派遣事業 長野県障がい者文化芸術祭作品展 聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
	II 自立した生活の支援・意思決定の支援	4 包括的相談支援体制の整備 【重点施策】	(1) 各種支援の一体的な実施 (2) 相談支援体制の充実	包括的な支援体制の構築 相談支援体制の整備 日中活動の支援 松本市障がい者総合相談支援センター 情報の共有と個人情報の保護 生活困窮者自立支援事業 多様な障がい者への支援 松本市障がい者基幹相談支援センター 障がいの発見からの適切な支援 緊急時の支援 計画相談支援事業の整備 ピアサポート活動支援
		5 重度障がい児（者）支援の充実 【重点施策】	(1) 日常生活を支える福祉サービスの充実 (2) 外出の支援 (3) 経済的な支援 (4) 重度障がい児（者）の支援	居宅介護 行動援護 短期入所 共同生活援助 日常生活用具給付事業 放課後等デイサービス 各種福祉手当 強度行動障害者に対応するための施設 改修事業 重度訪問介護 療養介護 重度障害者等包括支援 訪問入浴 障害福祉サービスの質の向上 居宅訪問型児童発達支援 強度行動障がい・医療的ケア支援 同行援護 生活介護 施設入所支援 日中一時支援 児童発達支援 移動支援 強度行動障害者住宅整備事業
		6 情報の提供と意思決定の尊重 【重点施策】	(1) 情報提供体制の充実 (2) 情報アクセシビリティの推進 (3) 手話通訳・要約筆記等の充実	福祉サービス等の情報提供の充実 声の広報発行事業 障がい特性に配慮した情報提供 ICTの活用 手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 点字広報発行事業 日常生活用具給付事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
		7 支援者の養成・育成	(1) 障害福祉サービス事業所等の育成・支援 (2) 福祉人材の育成・確保	社会福祉施設整備補助金 松本市版人材育成ビジョン 基幹相談支援センターとの連携 手話奉仕員養成研修
		8 就労支援の充実 【重点施策】	(1) 就業機会の拡大と受注機会の確保 (2) 就学から就労への連携 (3) 就労支援の充実	障がい者就労支援訓練事業 障がい者雇用の理解促進 障がい者優先調達推進 就労継続支援事業所ネットワーク 職場定着支援 就労機会確保事業 理解促進・啓発事業 一般就労者の就労支援 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 福祉的就労から一般就労への移行促進 重度障がい者等に対する通勤等の支援 松本市職員採用試験（障がい者枠） 特別支援学校と連携した就労支援 就労支援体制の整備 就労選択支援
	III 地域生活への移行支援・就労支援	9 地域移行・定着支援	(1) 地域生活支援体制の整備 (2) 体験の機会の提供	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 松本市障がい者基幹相談支援センター 地域移行支援 ひとり暮らし体験事業 地域定着支援
	IV 障がいのある子どもの支援	10 一貫した支援体制の整備 【重点施策】	(1) 相談体制の充実 (2) 療育体制の充実 (3) 学校等における支援の充実	育児相談の充実 保育における障がい児等の受入態勢の充実 障害児通所支援事業の充実 学童保育における障がい児等の受入態勢の充実 療育関係機関との連携強化 学校等関係機関との連携強化
	V 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり	11 住みやすいまちづくり・災害対策	(1) 住まいの場の整備 (2) ユニバーサルデザインのまちづくり (3) 災害時等の対策	身体障害者住宅等整備事業 Net119（緊急通報システム） 松本安心ネット 移動及び施設利用の円滑化の促進 災害時要援護者支援プラン 福祉100円バス助成事業 避難行動要支援者名簿
		12 保健・医療の充実	(1) 健康づくり体制の充実 (2) 医療費の助成 (3) 介護保険との連携	障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見 福祉医療 自殺予防 自立支援医療 難病の方への支援 介護保険への移行と併給

第4次松本市障がい者計画の総括

基本目標Ⅰ 障がいのある人に対する支援体制の整備

【現 状】

- ・障害者手帳交付件数は精神障害者保健福祉手帳が増加傾向
- ・重症心身障がい者は132人 強度行動障がい者は279人（令和8年4月1日現在）
- ・基幹相談支援センター・総合相談支援センターを中心とした相談体制を整備

【課 題】

- ・分野を超えた包括的かつ切れ目のない相談支援体制の構築が引き続き必要
- ・強度行動障がい・医療的ケア児（者）に対応できる事業所整備が不十分（特に市北部）
- ・相談支援専門員をはじめとする福祉人材確保・育成が急務
- ・障がい特性に応じた多様な手段による情報提供体制の強化

基本目標Ⅱ 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

【現 状】

- ・障がい者の高齢化・重度化、核家族化が進行し、親なき後の生活継続が課題として顕在化
- ・施設入所者の地域生活への移行が国の方針として進められている
- ・グループホーム住居数 令和5年4月：65か所 → 令和8年4月：93か所
- ・障害者虐待防止法・障害者差別解消法に基づき、虐待防止センターの設置や合理的配慮の推進体制を整備

【課 題】

- ・障がい理解促進のための啓発活動・心のバリアフリーの推進強化
- ・「親なき後」の生活基盤（住まい・財産管理等）の整備
- ・高齢化・重度化傾向がある障がい者への災害時対策の強化

基本目標Ⅲ 障がいのある人の就労及び地域活動の支援

【現 状】

- ・障がい者就労支援訓練事業、優先調達推進法に基づく物品・役務の優先調達等を実施
- ・特別支援学校・特別支援学級の児童生徒数は増加傾向
- ・新たなサービスとして令和7年10月から就労選択支援が創設

【課 題】

- ・就学から就労へのスムーズな移行支援（特別支援学校との連携強化）
- ・農業・商工業等と連携した多様な就労機会の創出
- ・福祉的就労から一般就労への移行支援、及び職場理解促進の一層の強化

基本施策

- 1 包括的相談体制の整備
- 2 重度障がい児（者）支援の充実
- 3 地域における生活支援の充実
- 4 障がい者理解の促進
- 5 意思決定の尊重
- 6 就労支援の充実
- 7 学習・文化芸術活動等の参加

第5次松本市障がい者計画の方向性

別紙2

基本目標Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた取組み

- ・障がいに対する理解促進と周知啓発を強化し、「心のバリアフリー」を推進します。
- ・虐待防止・差別解消・合理的配慮の促進により、権利擁護の取組みを強化します。
- ・スポーツ・文化芸術活動等、社会参加・地域活動の機会を拡充します。

基本目標Ⅱ 自立した生活の支援・意思決定の支援

- ・複雑化・複合化する相談に対応するため、包括的相談支援体制を整備し、関係機関との連携を強化します。
- ・強度行動障がい・医療的ケアが必要な重度障がい児（者）への支援を充実させます。
- ・障がい特性に応じた情報提供の充実と、支援者（福祉人材）の養成・育成を進めます。

基本目標Ⅲ 地域生活への移行支援・就労支援

- ・施設・病院からの地域移行を進めるため、住まいの場の確保と地域定着支援を強化します。
- ・就労選択支援の活用等により、一人ひとりの希望・適性に応じた就労を支援します。

基本目標Ⅳ 障がいのある子どもの支援

- ・乳幼児期から学齢期まで、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整備します。
- ・障がいのある子どもとない子どもが交流できる場を設け、相互理解を深めます。

基本目標Ⅴ 障がいがあっても安心して暮らせるまちづくり

- ・住まいの整備やユニバーサルデザイン化を推進し、生活環境を整えます。
- ・災害時要援護者支援プランの充実等、災害時・緊急時における支援体制を強化します。
- ・保健・医療体制の充実と、介護保険制度との円滑な連携を図ります。

基本施策

- 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護
- 3 社会参加・地域活動
- 4 包括的相談支援体制の整備
- 5 重度障がい児（者）支援の充実
- 6 情報の提供と意思決定の尊重
- 7 支援者の養成・育成
- 8 就労支援の充実
- 9 地域移行・定着支援
- 10 一貫した支援体制の整備
- 11 住みやすいまちづくり・災害対策
- 12 保健・医療の充実

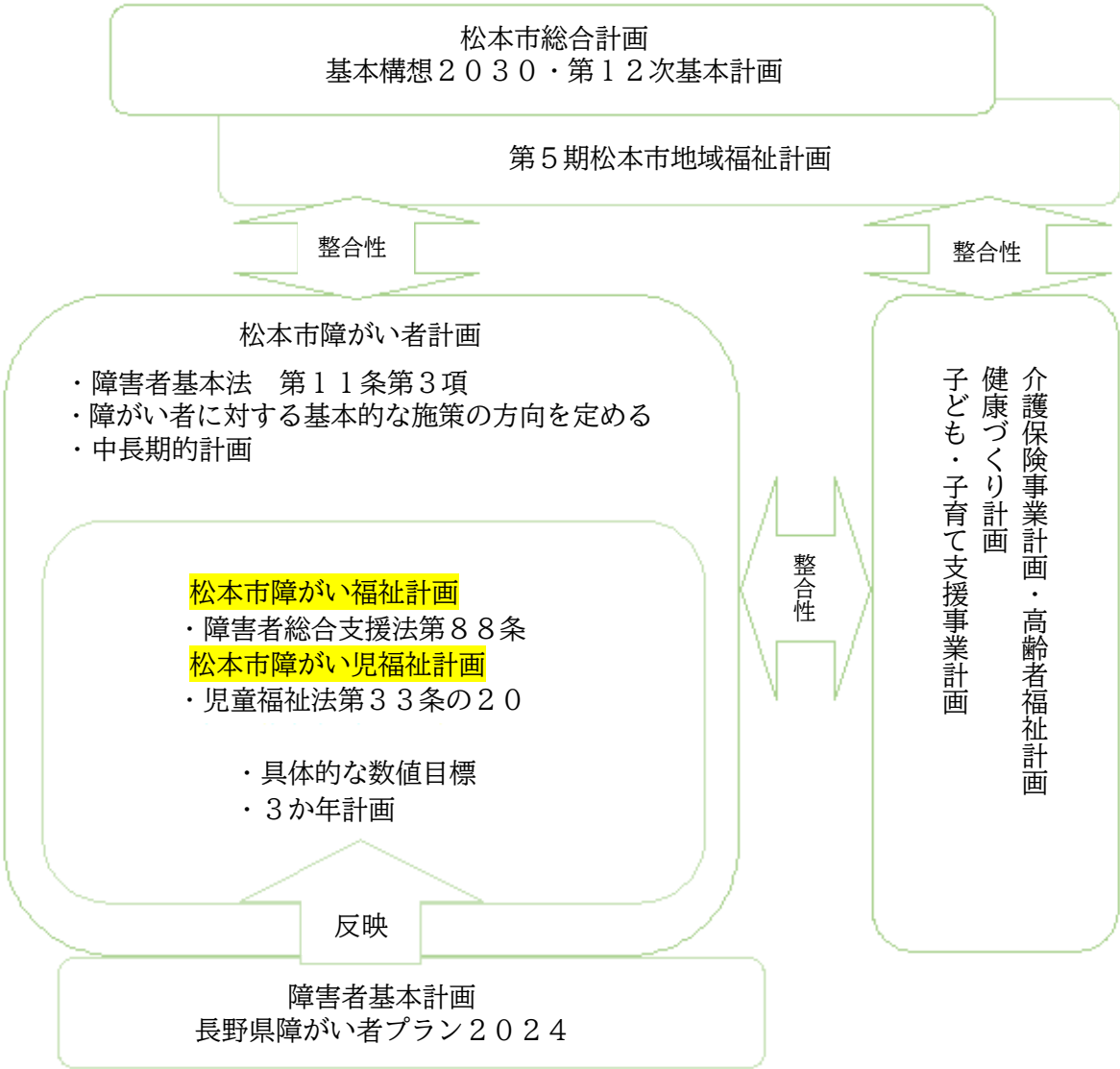
第 8 期松本市障がい福祉計画・
第 4 期松本市障がい児福祉計画【概要版】

1 計画の位置付け、期間

「第 8 期松本市障がい福祉計画」及び「第 4 期松本市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量、提供体制を定める実施計画です。

また、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン 2024」を踏まえるとともに、「松本市障がい者計画」及び「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」など他の関連する計画と整合性を図るものとしています。

計画期間は、令和 9 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 3 か年計画です。ただし、国・県の動向により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。



2 国の指針による基本的理念

当計画は国の基本指針で掲げられている次の点に配慮し策定します。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着【新規】

3 障がい者を対象としたサービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、障害者総合支援法に基づき、障がい種別にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを利用します。

サービス体系は、国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に分かれています。

- (1) 自立支援給付
自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の 4 つに大きく分かります。

介護給付と訓練等給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を給付する「介護給付」と、身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」サービスの 2 種類の体系に分かれています。

- 「介護給付」 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援
- 「訓練等給付」 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援（令和 7 年 10 月から制度開始）

自立支援医療の支給

心身の障がいを除去・軽減するための医療は、自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療公費負担に分かれています。

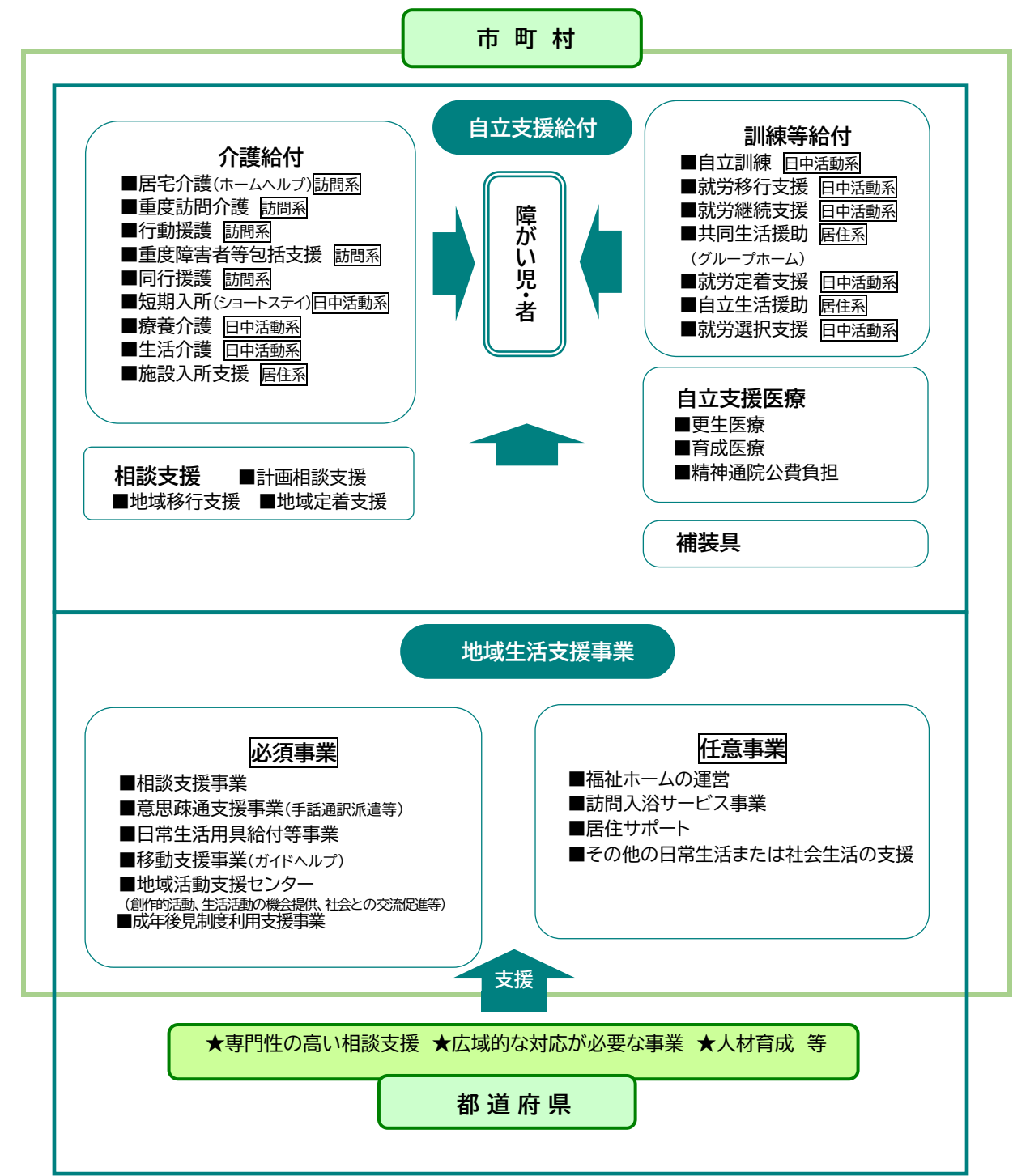
補装具の支給

身体機能を補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用に対して、補装具費を支給します。

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業で、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、地域の実情に応じて行う任意事業に分かれています。

【自立支援システムの全体像】



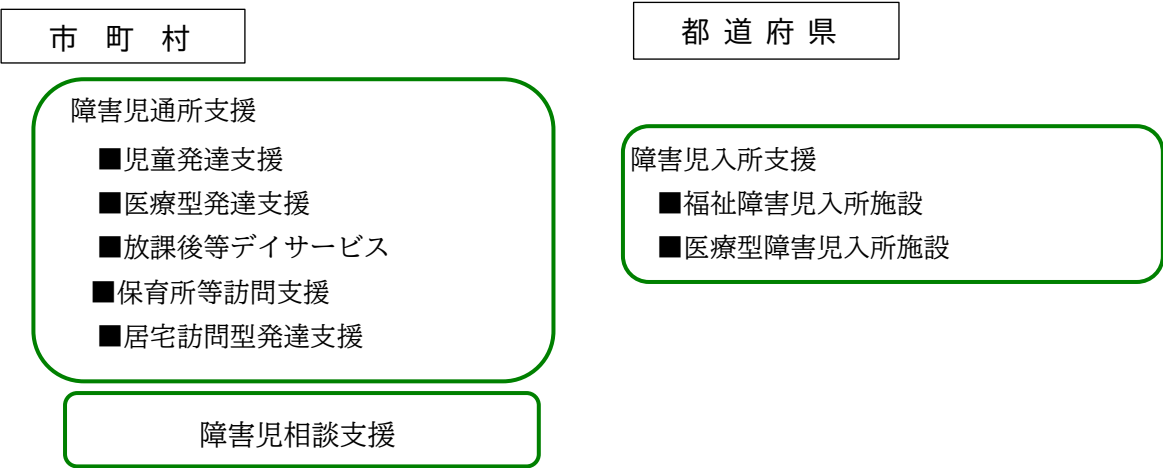
(3) 障害福祉サービスの体系

自立支援給付	相談支援	計画相談支援
		地域移行支援
		地域定着支援
	介護給付	居宅介護
		重度訪問介護
		行動援護
		同行援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所
		療養介護
		生活介護
		施設入所支援
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)
	訓練等給付	就労移行支援
		就労継続支援(A型・B型)
		共同生活援助
		就労定着支援
		自立生活援助
		就労選択支援
		更生医療
	自立支援医療	育成医療
		精神通院医療
	補装具	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		地域活動支援センター
		日常生活用具の給付等
		日中一時支援事業 等

4 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法の一部改正により、障がい種別で分かれていた障害児施設について、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」として、それぞれ一元化されました。

また、通所サービスの支給決定を身近な市町村に変更したことで、障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。



令和 1 1 年度の「施設入所者の地域生活への移行」 「福祉施設から一般就労への移行等」の成果目標値の設定

国が示す成果目標(基本指針による目標)に基づいて、成果目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

	7期	8期	備考
施設入所から地域生活への移行	6%以上	6%以上	第8期成果目標値は対 R 7年度の末施設入所 者数
施設入所者の削減数	5%以上	5%以上	第8期成果目標値は対 R 7年度の末施設入所 者数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

	7期	8期	備考
就労移行支援から	1. 31倍以上	1. 41倍以上	第8期成果目標値は 対 R 6年度実績
就労継続支援A型から	1. 29倍以上	1. 52倍以上	第8期成果目標値は 対 R 6年度実績
就労継続支援B型から	1. 28倍以上	1. 67倍以上	第8期成果目標値は 対 R 6年度実績
生活介護・自立訓練 (機能訓練/生活訓練) から	1. 28倍以上	—	—
就労移行支援事業利用終了者に占め る一般就労へ移行した者の割合が5 割以上の就労移行支援事業所数	50%以上	50%以上	就労移行支援事業所 の50%以上
福祉施設から一般就労へ移行する者 のうち、就労定着支援事業の利用者	1. 41倍以上	1. 47倍以上	第8期成果目標値は 対 R 6年度実績
就労定着率 7 割以上の就労定着支援 事業所の割合	25%以上	25%以上	就労定着支援事業所 の25%以上

松本市障害者福祉専門分科会資料

8. 9. 15

障がい福祉課・西部福祉課

（仮称）松本市障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に関する
条例等の制定について

1 趣旨

障がい者の権利を保障し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域社会を目指すため、障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に関する条例及び手話が言語であるという認識に基づいた条例（以下「手話言語条例」という。）をそれぞれ制定することについて報告するものです。

2 経過

- H30. 9 市議会9月定例会一般質問において、健康福祉部長が市の条例を制定する必要性及びその在り方について検討する旨を答弁
- R 4. 5 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行
5. 9 市議会9月定例会一般質問において、市長が障害者計画の見直し時期を目途に、誰もが安心して生活できる環境の実現のため、手話言語の重要性を盛り込んだ条例制定を目指す旨答弁
6. 5 松本市聴覚障害者協会が、市長に手話言語条例の制定を要望
7. 6 「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行
松本視覚障害者協会との懇談会
- 9 市議会9月定例会一般質問において、健康福祉部長が他自治体の状況を参考に研究を重ねていく旨を答弁
- 10～ 当事者団体との懇談会を実施（令和8年6月までに計3回）

3 法制定の背景

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月25日公布、同日施行）
- ア 障害者基本法及び国の障害者基本計画において情報アクセシビリティの向上等について方向性が明示
- イ 全国の地方議会が法の制定を求める意見書を国に提出
- (2) 手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年6月25日公布、同日施行）
- ア 多くの地方自治体において手話に関する条例が制定
- イ 令和7年11月にデフリンピックが日本で初めて開催
- ウ 全国の地方議会が法の制定を求める意見書を国に提出

4 2つの条例を制定する理由

- (1) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に関する条例は、全ての障がい及び意思疎通手段を対象とする基本的な条例とします。
- (2) その上で、手話は長年、「口話優位」の方針により使用を制限されてきた歴史があることから、手話の言語としての回復及び権利保障を目指すとともに、ろう者の第一言語としての独自性を明確にし、市民への理解促進を図るため、手話に特化した条例を併せて制定します。

5 条例の概要（詳細は別紙5及び別紙6のとおり）

- (1) （仮称）松本市障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に関する条例
障がいの有無にかかわらず、障がい者がその障がいの特性に応じた方法で情報を取得するとともに、必要なコミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字等）の利用を促進するための環境整備を目指す内容とします。
- (2) （仮称）松本市手話言語条例
手話は言語であるという認識に基づき、手話を言語とするろう者への理解を深め、手話の理解及び普及を促進するとともに、聴覚障がいの有無にかかわらず、手話を学び、習得する機会の確保及び手話通訳者養成の推進を目指す内容とします。
- (3) 両条例に共通する考え方
ア 国の法律は基本理念や枠組みを示すものにとどまるため、地域の実情に即した施策の実施、市民の理解促進及び独自の取組みを進めるとともに、松本市総合計画及び松本市地域福祉計画に掲げる共生社会の実現を目指す条例とします。
イ 第5次松本市障がい者計画の策定に向けたアンケート結果を踏まえ、災害時・緊急時における情報提供及び意思疎通手段に関する施策の推進を図ります。

6 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|-----------------------|
| R 8. | 1 1 | 市議会厚生委員協議会に条例骨子（案）の協議 |
| | 1 2 | パブリックコメントの実施 |
| 9. | 2 | 市議会厚生委員協議会に両条例（案）を提出 |
| | 3 | 両条例制定（施行は9. 4. 1 予定） |

7 今後の進め方

書面会議やメール等により本分科会委員との議論を重ねるとともに、パブリックコメントによる市民の意見を反映させた条例を制定します。

(仮称) 松本市障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に関する条例の概要

項目	内容
背景	・ 日本では、障害者権利条約の批准や平成 23 年の障害者基本法改正により、手話が言語として明記され、多様なコミュニケーション手段の選択機会の確保が求められている。 ・ さらに令和 4 年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行され、情報取得及び意思疎通支援の施策強化が進んでいる。 ・ これらを背景に、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、各自治体でコミュニケーション支援条例が制定されている。
対象	幅広い意思疎通手段（手話、要約筆記、点字、筆談、触手話、IT 機器など）
目的	障がいの有無にかかわらず、障がい者がその障がいの特性に応じた方法で情報を取得し、必要なコミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字等）の利用を促進するための環境整備を目指す。
基本理念	・ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 ・ 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の選択 ・ 障がい者でない者と同一内容の同一時点における取得
対象者	ろう者、難聴者、盲ろう者、言語機能障がい者、知的障がい者等の幅広い障がい者
条例に盛り込む骨子	・ 意思疎通手段の明確化及び選択機会の確保 ・ 当事者の役割 ・ 支援者の養成及び派遣の強化 ・ 避難所における意思疎通手段の確保 ・ 観光客等の意思疎通支援 ・ 進捗管理及び見直し
関連法律名	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年 5 月 25 日施行）

(仮称) 松本市手話言語条例の概要

項目	内容
背景	・手話は長年、教育現場で「口話優位」の方針により使用を制限されてきた歴史があり、言語としての回復及び権利保障を目指す必要性がある。 ・平成25年の鳥取県をはじめ、多くの地方自治体において手話に関する条例が制定され、令和7年11月にデフリンピックが日本で初めて開催されたこと等を契機として、手話に関する施策の推進に関する法律も同年6月に施行となっている。 ・手話を独自の言語体系として認め、普及と共生社会の実現を目指す動きが全国に広がっている。
対象	「手話」に特化
目的	手話が言語であるという認識に基づき、手話を言語とするろう者への理解を深め、手話の理解及び普及を促進することで、聴覚障がいの有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指す。
基本理念	・手話言語の理解及び普及 ・手話言語は一つの言語であるとの認知拡大
対象者	主にろう者（手話を母語又は主要な言語とする人）
条例に盛り込む骨子	・手話により意思疎通を図る権利の明示 ・事業者、市民及び当事者の役割の明確化 ・観光客等の意思疎通支援 ・進捗管理及び見直し ・施策に関する当事者の意見を聴く機会の確保
関連法律名	手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年6月25日施行）

県内の条例制定状況

自治体名	手話言語条例	施行日	障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の確保に係る条例(コミュニケーション条例)	施行日
長野県	長野県手話言語条例	2016年03月22日	障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例	2022年04月01日(一部施行) 2022年10月01日(全部施行)
佐久市	佐久市手話言語条例	2018年04月01日		
上田市			上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例	2020年07月01日
塩尻市	塩尻市手話言語条例	2022年04月01日		
軽井沢町	軽井沢町手話言語条例	2024年03月29日		
小諸市	小諸市手話言語条例	2024年04月01日		
千曲市	千曲市手話言語条例	2025年04月01日	千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例	2025年04月01日
長野市	長野市手話言語条例	2025年04月01日		
須坂市	須坂市手話言語条例	2026年04月01日		
坂城町	坂城町手話言語条例	2026年04月01日		